

水戸市市民税非課税世帯等 くらしサポート給付金のご案内



食料品等の物価高騰の影響を特に受けやすい市民税非課税世帯及び均等割のみ課税世帯の暮らしを支援するために給付金を支給致します。

世帯人員1人あたり 8,000円

支給例(4人世帯の場合):8,000円×4人=32,000円

申請書での申請が必要となる世帯

令和7年1月2日以降に市外から転入した世帯、又は市外から転入してきた方(※)がいる世帯等で、以下の要件を全て満たす方は申請書に記入し、必要書類を貼付し郵送してください。

(※) 令和7年1月1日時点で、水戸市に住民登録されていた方が、令和7年度住民税の課税権が他市であった場合を含む。

○ 世帯全員の、令和7年度分の住民税所得割が非課税です。

○ 世帯の中に、租税条約の適用を受けることにより令和7年度分の住民税の所得割が課されていない者はいません。

○ 世帯の中に、住民税均等割課税となる令和6年中の所得を申告していない者はいません。

この給付金は国の「物価高騰対応重点支援地方創生臨時交付金」を活用しています。



次の①～⑤に同意する

- 1 給付金の支給要件の該当性を審査するため、市長が必要な住民基本台帳情報、税情報等の公簿等の確認を行うことや必要な資料の提供を他の行政機関に求める・提供することに同意します。
- 2 公簿等で確認できない場合は、関係書類の提出を行います。
- 3 この申請書は、市長において支給決定をした後は、給付金の請求書として取り扱います。
- 4 市長が支給決定をした後、申請書兼請求書の不備による振込不能等の事由により支払が完了せず、かつ、市長が定める期限までに必要な修正が行われない場合に、給付金が支給されないことに同意します。
- 5 給付金の支給後、申請書兼請求書の記載事項について虚偽であることが判明した場合や給付金の支給要件に該当しないことが判明した場合には、給付金を返還します。

申請方法は裏面をご覧ください。

申請書での手続き方法

提出期限：令和8年6月30日(火) (当日消印有効)

ステップ①：記入する



申請書表面の太枠の中を記入してください。記入例をよく読み記入漏れの無いように注意してください。

申請書裏面の【誓約・同意事項】をよく読みチェック(シ)を入れてください。

ステップ②：書類を貼る



申請書裏面の提出書類を忘れずに添付してください

- ・本人確認書類の写し(コピー)
- ・振込口座を確認できる書類の写し(コピー)
- ・「現住所と令和7年1月1日時点の住所」欄が「異なる」方全員の令和7年1月1日時点でお住まいの市区町村が発行する令和7年度住民税課税証明書

ステップ③：ポストへ投函



記入した申請書と添付書類(コピー)が揃っているか確認してください。

封筒に入れてポストに投函してください。(添付されている「返信用封筒」を使用する場合は切手は不要です。)

3つの支給手続き



令和7年1月2日以降に市外から転入した世帯、又は市外から転入してきた方がいる世帯など、水戸市からハガキや確認書が届いていない世帯で、表面の申請書での申請が必要となる世帯の要件に当てはまる方は、上図③申請書型での申請になります。

申請書及び水戸市のホームページをよくご確認ください。

【申請書設置場所】
水戸市非課税世帯等くらしサポート給付金室(市役所3階会議室306)、各出張所、各市民センター。

※水戸市のホームページからもダウンロードできます。



水戸市のホームページ

！「振り込め詐欺」や「個人情報の詐取」にご注意ください！

自宅や職場などに都道府県・市区町村や国(の職員)などをかたる不審な電話や郵便があった場合は、お住まいの市区町村や最寄りの警察署か警察相談専用電話(#9110)にご連絡ください。

都道府県や国の機関を名乗るお心当たりのないメールが送られてきた場合、メールに記載されたURLにアクセスしたり、個人情報を入力したりせず、速やかに削除していただきますようお願いいたします。



お問い合わせ

ご不明な点や申請書の書き方等については下記コールセンターまでお問い合わせください。

水戸市市民税非課税世帯等
くらしサポート給付金
コールセンター



0120-319-693
(フリーダイヤル)

受付時間 平日9:00~17:00(土・日・祝日を除く)